

公 共 測 量 作 業 規 程 承 認 書

広島県水道広域連合企業団
企 業 長 殿

令和 6 年 5 月 16 日付け技管 37・0 で申請のあった広島県水道広域連合企業団公共測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定により承認する。

令和 6 年 5 月 29 日

国土交通大臣

別添

広島県水道広域連合企業団公共測量作業規程

広島県水道広域連合企業団公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「広島県水道広域連合企業団が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第13条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。